

昭和町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 2年度の人件費率
2年度	人 20,660	千円 10,788,192	千円 482,395	千円 1,096,995	% 10.16	% 10.03

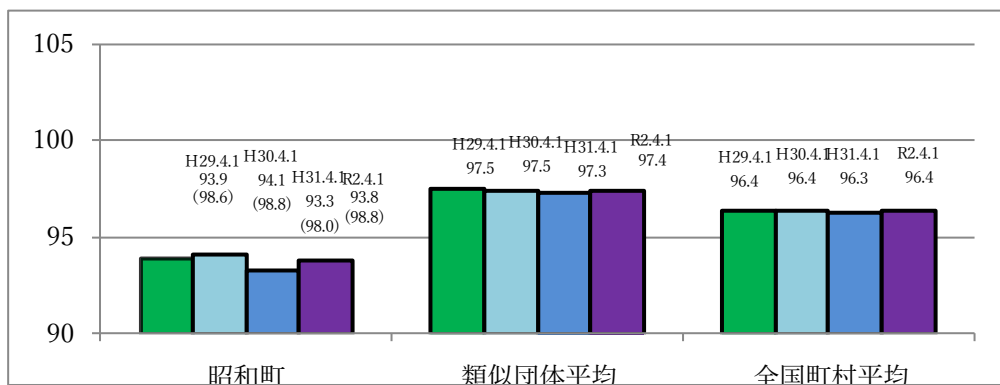
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
2年度	人 86	千円 330,796	千円 65,321	千円 135,628	千円 531,745

(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 6,183	千円 4,932

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成 31 年 4 月 1 日のラスパイレズ指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、
② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況について

該当なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日から実施

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2 % 引下げ。

激変緩和のため 3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 昭和町 5% を支給。 (実施時期) 平成 22 年 5 月 1 日より実施。 (参考)									
	平成 26 年度の支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度の支給割合	平成 29 年度の支給割合	平成 30 年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後						
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
昭和町の支給割合	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%

③その他の見直し内容

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
昭和町	42.8 歳	309,500 円	376,893 円	338,787 円
山梨県	43.2 歳	331,674 円	411,337 円	368,108 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	41.3 歳	304,463 円	371,025 円	338,405 円

② 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
昭和町	39.8 歳	291,100円	371,000円	308,888円
山梨県	40.8 歳	311,345円	421,056円	377,649円
国	47.6 歳	319,122円	—	355,144円
類似団体	40.5 歳	293,751円	359,259円	312,168円

(注) 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		昭 和 町	山 梨 県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	190,115円	182,200円
	高校卒	148,600円	156,061円	150,600円
看護・保健職	大学卒	209,800円	218,022円	—
	高校卒	円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

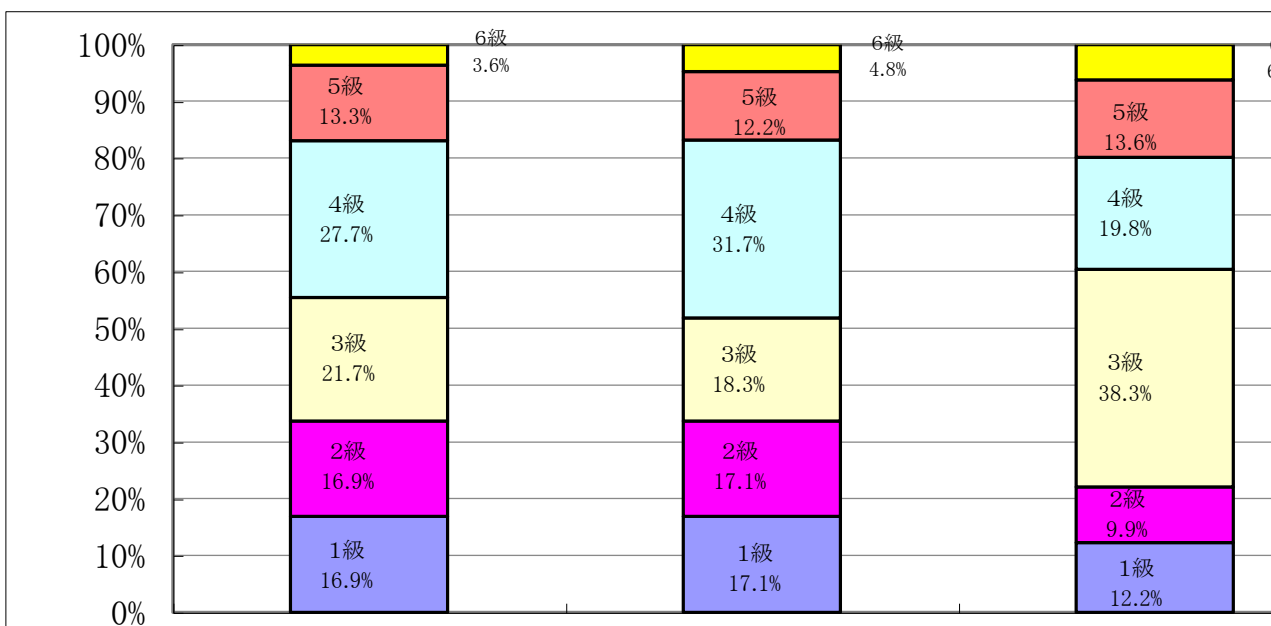
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	212,500円	283,750円	315,000円	322,330円
	短大卒	円	264,580円	331,150円	円
技能労務職	高校卒	円	円	円	円
	中学卒	円	円	円	円
看護・保健職	大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

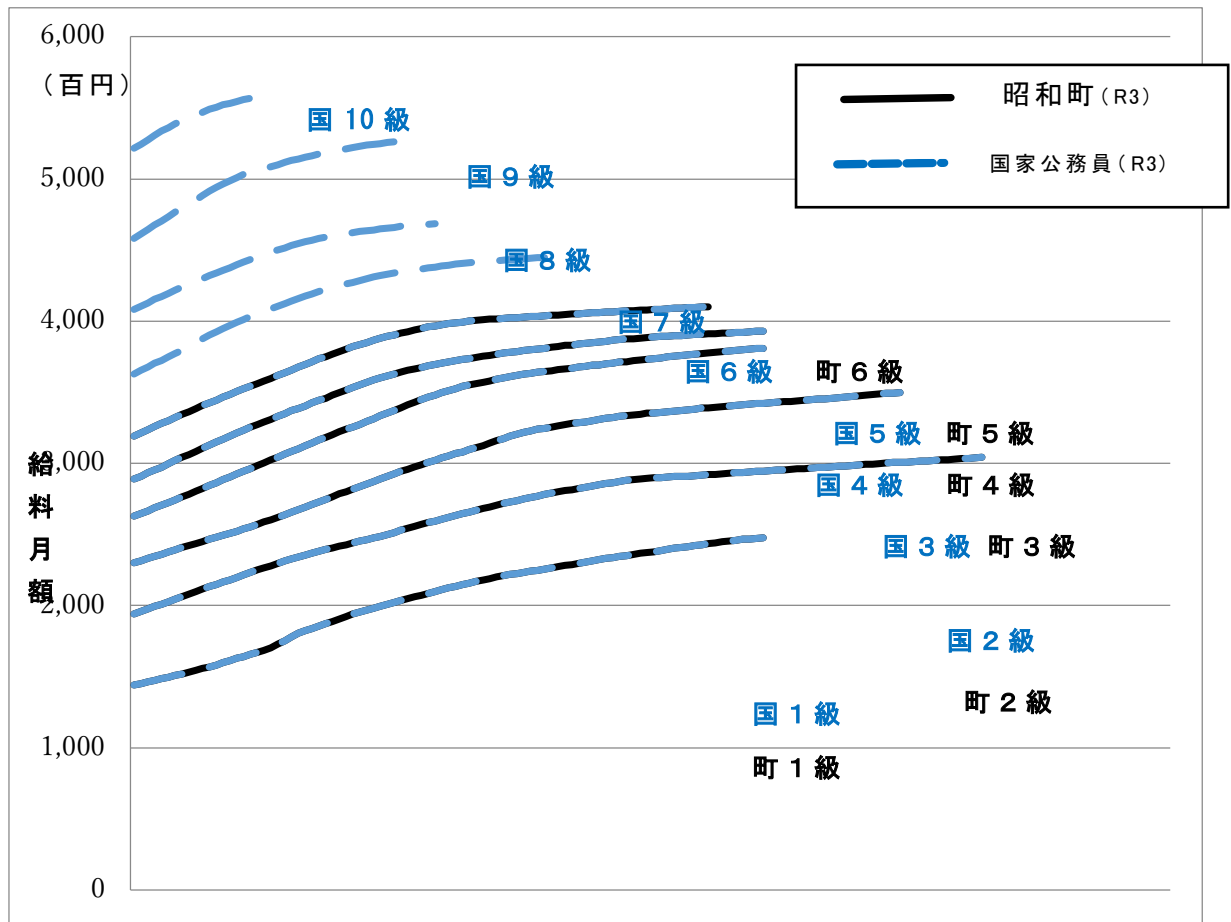
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・主事	14人	16.9%	146,100円	247,600円
2級	主任	14人	16.9%	195,500円	304,200円
3級	主査・副主査	18人	21.7%	231,500円	350,000円
4級	副主幹	23人	27.7%	264,200円	381,000円
5級	主幹・課長	11人	13.3%	289,700円	393,000円
6級	課長・参事課長	3人	3.6%	319,200円	410,200円

- (注) 1 昭和町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



昇給 →

(3) 昇給への人事評価の活用状況（昭和町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している			
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

昭 和 町	山 梨 県	国
1人当たり平均支給額（2年度） 1,514 千円	1人当たり平均支給額（2年度） 1,700 千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(31年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(31年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 役職加算：5～15%	(加算措置の状況) 役職加算：5～20% 管理職加算：10～25%	(加算措置の状況) 役職加算：5～20% 管理職加算：10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（昭和町）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

昭 和 町	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 （退職時特別昇給） 1人当たり平均支給額 8,420千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）	17,064 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	157,896 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	5.0 %	104 人	0.0 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R2年度）	20,354 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	308 千円
支給実績（30年度）	13,593 千円
職員1人当たり平均支給年額（31年度決算）	374 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）
扶養手当	配偶者・子：10,000円 父母等：6,500円 支給（月額）	異	支給額	10,260 千円	236,400 円
住居手当	借家・借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員を対象	同		5,814 千円	308,400 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用する職員に対して1ヶ月に要する運賃等の額に応じて55,000円を限度に支給（月額）	同		2,509 千円	48,000 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して、その職の特殊性に基づき49,900円～63,800円を支給（月額）	同		10,608 千円	52,000 円
宿日直勤務手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日において、庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡及び庁舎内の監視に従事した職員（日直）・庁舎に宿泊して日直と同様の業務に従事した職員（宿直）に対して、勤務1回につき4,200円を支給	同		4,320 千円	60,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 区 町 村 長	740,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額			
	()	()	()	920,000	円 /	565,500	円
給 料	副 市 町 村 長	590,000	円				
	()	()	()	760,000	円 /	518,500	円
報 酬	議 長	280,000	円	499,000 円 / 252,000 円			
	()	()	()				
	副 議 長	214,000	円	430,000 円 / 202,000 円			
報 酬	()	()	()				
	議 員	189,000	円	400,000 円 / 174,000 円			
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(3年度支給割合)					
	副 市 町 村 長	4.30 月分					
期 末 手 当	議 長	(3年度支給割合)					
	副 議 長 議 員	3.45 月分					
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副 市 町 村 長	給料×42/100×在任月数	1,492万円	任期毎			
退 職 手 当	副 市 町 村 長	給料×25/100×在任月数	708万円	任期毎			
	備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

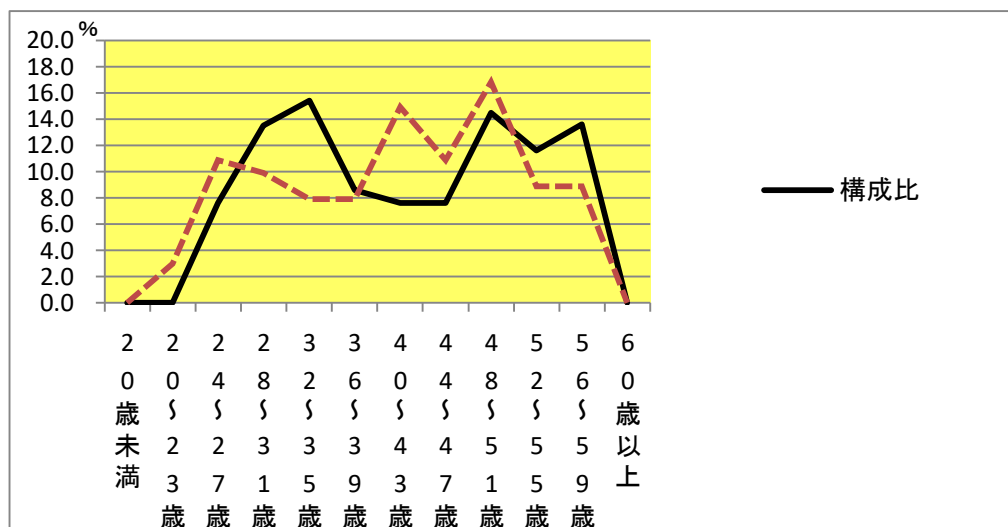
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和2年	令和3年		
普通会計部門	一般行政部門	議事総務	2	2	0	新規事業に伴う減
		税務	23	21	-2	
		農林水産	13	13	0	
		農林水産	1	1	0	
		商工	1	1	0	
		土木	13	11	-2	
		民生	11	11	0	
		衛生	13	14	1	
		計	77	74	-3	
	教育部門		12	12		
消防部門						
小計		89	86	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数 42.0 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 65.1 人)	
公営企業等部門	下水道		5	5	0	新規事業のため
	その他		12	13	1	
小計		17	18	0		
合計		106	104	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 50.8 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 0	人 0	人 8	人 14	人 16	人 9	人 8	人 8	人 15	人 12	人 14	人 0	人 104

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	74	75	75	74	77	74	2(2.5%)
教育	13	12	13	12	12	12	0(0%)
消防							(%)
普通会計計	87	88	86	89	89	86	2(2.2%)
公営企業等会計計	15	17	16	17	17	18	2(13%)
総合計	102	104	104	103	106	104	3(2.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。